

令和7年（ネ）第670号 不当利得返還・損害賠償請求控訴事件

控訴人 ■■■■

被控訴人 株式会社西日本新聞

控訴理由補充書

2025（令和7）年11月12日

福岡高等裁判所 第3民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 江上武幸

同 宮地信太郎

同 毛利倫

同 田上普一

同 佐藤潤一

同 鍋島典子

控訴理由書について以下のとおり補充する。

なお、以下では、控訴人を「原告」、被控訴人を「被告」と表記する。

不法行為責任主張の整理

1 原告の保護されるべき権利・利益

(1) 原告は、実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた部数を超える部数の新聞を有代で供給されない権利ないし利益を有している。

(2) 原告は、実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた経営に真に必要な部数を自主的に決定し注文する注文部数自由増減の権利ないし利益を有している。

2 被告の故意・過失

被告は、独占禁止法第19条・同法第2条9項5号・9項6号の法令の存在、および平成9年の公正取引委員会の北國新聞社に対する押し紙排除勧告（甲B7）の際、日本新聞協会を介して加盟新聞各社に対し、従前の取引方法の見直しと、販売店の注文部数自由増減の権利の行使を保障するための具体的措置を講じるよう要請されていたことを認識し、また、容易に認識することができていた。

3 正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等の割合について

新聞販売業者が実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙が新聞購読部数の2%程度で足りることについては、日本新聞協会・日本新聞販売協会・新聞公正取引協議委員会・公正取引委員会（事務総局）・日本ABC協会等の新聞業界関係者の共通認識であり、その共通認識は平成11年新聞特殊指定改正の前後で変

化した事実は認められない。

4 被告の違法行為

被告は、原告が毎月実際に販売している部数を正確に把握していながら、平成9年以降も、販売店との取引方法の見直しと販売店が正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた部数を自主的に決定することが出来る措置を講じることもなく、原告の販売店経営に必要な部数を超える新聞を供給した。

被告のこの行為は、販売店の犠牲において自社の利益を図るもので、社会的責任も加味するとその違法性は強度である。

5 損害の発生

原告は被告から、販売店経営に真に必要なとす部数を超える新聞を有代で供給され、訴状別紙の押し紙仕入代金相当額の損害を被った。

6 因果関係

(1) 原告は、実際に販売している部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙を加えた部数を超える新聞を供給されなければ、購読料収入の得られない部数の仕入代金の支払いをする必要はなかった。

(2) 原告は、被告が平成9年以降、従前の取引方法を見直し、原告ら販売店対し注文部数増減の権利を保障する具体的措置を講じておれば、前記損害を被ることは避けられた。

7 結論

よって、被告の原告に対する不法行為責任は免れない。